

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立近江富士花緑公園について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、ふるさと館の使用料および利用料金を減額する対象者を拡大するため、滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 15 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の宿泊または休憩のために介護を行う者について、ふるさと館の使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第 2 条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1～3 省略 注1～3 省略 4 65歳以上の<u>者</u>および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）<u>が</u>ふるさと館において宿泊し、または休憩する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。 5～8 省略	本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1～3 省略 注1～3 省略 4 65歳以上の<u>者、</u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。<u>以下同じ。</u>）および障害者の<u>宿泊または休憩のために介護を行う者が</u>ふるさと館において宿泊し、または休憩する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。 5～8 省略

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧			新		
本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 ふるさと館			本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 ふるさと館		
	区分	金額		区分	金額
宿泊	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき <u>2,900</u> 円	宿泊	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき <u>3,050</u> 円
	その他の者	同 <u>4,370</u>		その他の者	同 <u>4,590</u>
休憩	児童等	1人2時間につき <u>340</u>	休憩	児童等	1人2時間につき <u>360</u>
	その他の者	同 <u>570</u>		その他の者	同 <u>600</u>
研修・会議		1室1時間につき <u>440</u>	研修・会議		1室1時間につき <u>460</u>
2 ロッジ			2 ロッジ		
	区分	金額		区分	金額
宿泊		1棟1泊につき <u>17,220</u> 円	宿泊		1棟1泊につき <u>18,080</u> 円
休憩		1棟1時間につき <u>860</u>	休憩		1棟1時間につき <u>900</u>
3 バーベキュー施設 1サイトにつき <u>1,620円</u>			3 バーベキュー施設 1サイトにつき <u>1,700円</u>		
注 省略			注 省略		